

令和3年2月定例会 常任委員会

福祉公安委員会

委員長名	伊藤達也
委員会開催日	令和3年3月5日(金)、10日(水)、12日(金) 15日(月)、19日(金)
所属委員	[副委員長]高宮光敏 [委員] 渡辺康平 三村博隆 星公正 紺野長人 西山尚利 佐藤憲保 瓜生信一郎



伊藤達也委員長

(1) 知事提出議案：可 決…35件
：承認…1件

※[知事提出議案はこちら](#)

(2) 議員提出議案：可 決…2件

※[議員提出議案はこちら](#)

(3) 請 願：不採択…1件

※[請願はこちら](#)

(1) 知事提出議案：可 決…35件
；承認…1件

(2) 議員提出議案：可 決…2件

(3) 請 願：不採択…1件

(3月 5日(金) 保健福祉部)

渡辺康平委員

保4ページの生活福祉資金貸付等補助事業が30億円の増額となっている。この増額に伴う対象件数を聞く。また20万円が上限の緊急小口資金は、全国的に社会福祉協議会の審査が非常に厳しいため、執行率が低いと国会で話が出ていた。県内の生活福祉資金貸付金補助事業の緊急小口資金の執行率を聞く。

社会福祉課長

緊急小口資金等の貸付け決定件数は、2月末現在で緊急小口資金が8,745件、総合支援資金が3,525件である。執行率については、申込み件数に対してほぼ同件数が決定件数であると認識している。引き続き貸付けの柔軟な対応について指導助言を行っていく。

(3月10日(水) 保健福祉部)

渡辺康平委員

保20ページ、児童福祉復興費の6子どもの心のケア事業では、ふくしま心のケアセンターを設置することだが、設置に至るまでに具体的な調査を行ったと思う。ふくしま心のケアセンターを設置することとなった背景と事業目的を聞く。

児童家庭課長

子どもの心のケア事業では、震災後、子供の心のケアのために、NPO法人に委託し、直接支援ではなく、専門家を派遣するコーディネート事業や交流会、研修会を開催してきた。震災から10年の節目となるため、これまで各地で行われていた調査研究事業を一体化し分析して、現場の支援につなげる必要のある調査研究の分野と、医師と心理士、精神保健福祉士などがチームを組み、アウトリーチによる現地での支援などの直接的な支援ができるセンターを設置して進めてきた。先日の一般質問でも答弁したが、医師を中心に専門職を配置し、専門家が現地に直接赴くアウトリーチ支援の体制をつくり調査研究も行いながら、これまでも取り組んできた支援を体系化して実施することによって、県内各地で困難を抱えている子供、家庭、保護者にしっかりと支援を届けていきたい。

渡辺康平委員

各方部に心のケアセンターを設置することだが、何方部に設置するのか。

児童家庭課長

子どもの心のケア事業のふくしま心のケアセンターは、福島市内1か所に設置予定であるが、委員から各地にとの話があったのは、この事業ではなく、県衛生合同庁舎内にあり大人が主な対象となるふくしま心のケアセンターである。

子供を対象にしたふくしま心のケアセンターは福島市内に拠点を構え、県発達障がい者支援センターとも連携をしながら進めていく予定である。

渡辺康平委員

保26ページ、健康増進総務費の4子どものむし歯緊急対策事業について説明願う。

健康づくり推進課長

本事業は、子供の虫歯予防のためのフッ化物洗口事業で、幼児期から学童期の子供たちが実施できるように、保育所、幼稚園、小学校でのフッ素洗口に係る物品や人件費を各市町村に補助してきた。引き続き市町村、学校の拡充を推進していく。

渡辺康平委員

学校でのフッ化物洗口については、我が会派の鈴木優樹議員が教育長に一般質問で質している。教育庁と連携を密にして、フッ化物洗口や歯科疾患の予防について取り組むよう願う。

保29ページ、感染症予防対策費の6新型コロナウイルス感染症に係る電話相談窓口はコールセンターの形で行っていると思う。併せて保30ページ、16新型コロナウイルスワクチン接種事業でもコールセンターを設置することの説明があった。各コールセンターの規模や体制について聞く。

福祉監査課長

新型コロナウイルス感染症に係るコールセンターは24時間体制とし、現在30回線を整えている。ここでは新型コロナウイルスの心配事等の相談受付や、発熱患者が直接医療機関に電話をし混乱を招くことを防ぐために一度症状を聞き、最寄りの医療機関と受診調整も行っている。相談内容によっては、看護師等の専門スタッフが対応している。

薬務課長

新型コロナウイルスワクチンに係るコールセンターは、今年3月中旬を目途に立ち上げたいと考えている。ここでは市町村の第一次相談窓口で対応しきれない専門的な相談に応じる。当面は医療従事者接種が始まったばかりで大規模ではないが、住民接種が始まった際には順次拡大して設置する。

渡辺康平委員

保45ページ、看護要員等確保事業の9助産師養成課程設置事業により、何名程度の助産師を養成する見込みか。また、養成後はどのように確保していくのか。

医療人材対策室長

助産師養成課程は今まで県立総合衛生学院に設置されていたが、福島県立医科大学に助産の別科を設置し、20名程度の枠で育成していく。またより高度な助産人材を育成する観点で、5名程度の大学院修士課程を設けていく。別科は修学期間が1年のため、20名/年程度の人材育成を図っていく。最近では助産分野が非常に高度化している状況もあり、大学で高度な教育を提供することによってさらに優秀な助産人材を育成していきたい。

渡辺康平委員

助産師については、適正配置の計画があると思うが、例えば山間地域など産婦人科医が少ない地域に配置する見通しはあるのか。

医療人材対策室長

医師に関しては、義務年限が設定され配置まで含めた前提で手厚い修学資金が活用されている。助産師に関しては、県内に残る前提での修学資金はあるが、配置まで行える制度はない。県としても、より多くの助産師が自立して地域に出て行き、よりきめ細やかな助産の支援をしてほしいと思っているが、産婦人科医が少ない地域への配置まではまだ取り組めていない。

三村博隆委員

保30ページ、新型コロナウイルス感染症移送体制整備事業の現状について聞く。

地域医療課長

新型コロナウイルス感染症患者の移送では、陽性患者を医療機関へ入院させたり、医療機関から医療機関へ転院させたりしている。基本的には民間救急などの受託民間業者が移送しているが、移送中に点滴等の医療が必要となる場合には、消防署に依頼している。

三村博隆委員

南会津町でクラスター等があったが、医療機関が少ない地域での長距離移送も出てくると思うため、今後に備えた対応を引き続きよろしく願う。

次に保178ページ、指定管理施設は使用料免除対象施設から除かれると理解しているが、福島県自然の家の使用料は引き続き免除されるのか。または指定管理料の中で賄われるのか。

障がい福祉課長

障害者の利用に係る公の施設の使用料について、指定管理施設では使用料を徴収するか免除するかは指定管理者が判断する。現状、県の直営だったが指定管理になった他施設においては、引き続き障害者の利用料を免除している。流れからすると免除している施設が多いが、会津自然の家の利用料が免除されるかは承知していない。

三村博隆委員

サービス低下につながらないよう指定管理者との調整をよろしく願う。

紺野長人委員

保42ページ、地域医療介護総合確保事業の病床の機能分化について、県内の進捗状況を聞く。また5億3,000万円の予算はどのように支出されるのか。コロナ禍で急性期病床を減らすことが本当によいことなのかも含め答弁願う。

地域医療課課長

県は第七次医療計画を策定し地域医療構想を掲げている。現状では各医療機関の病床区分では、急性期病床が多く回復期病床が少ないが、2025年の必要病床数に近づけていくため、急性期分の減床、回復期の増床を計画しているが、あまり進捗していない。

当該予算の中身は、病床の機能分化・連携を推進するための基盤整備が主なものである。機能分化のための施設整備や医療機関の解体費の支援、地域医療構想推進のためのアドバイザー確保、医療機能を再編するためのコンサルティングなどに係る経費を計上している。

紺野長人委員

コロナ禍で急性期病床の確保が求められている中、無理に進めず様子を見ることも必要と思うが、どうか。

地域医療課課長

新型コロナウイルス感染症対応のため病床確保が求められている現状で、特に公的医療機関を中心に急性期病床の削減はいかがなものかと議論されている。国でも、地域医療構想や公的医療機関に関する再検証を検討しているため、県としては国の動きを見据えながら今後あるべき病床数を検討していく。

西山尚利委員

県の施策の大きな柱の一つに人口減少対策がある。保18ページの4結婚・子育て応援事業及び保20ページの7低年齢児受入対策緊急支援事業は、震災から11年目に入り、新たな施策で前進させる意思表示だと思うが、詳しく説明願う。

こども・青少年政策課長

結婚・子育て応援事業は、平成27年度から結婚支援の拠点として設置されたふくしま結婚・子育て応援センターが中心となり、市町村や関係団体と連携して施策を進めている。主な内容として、結婚世話やき人の育成及び活動の活性化、はぴ福なび（結婚マッチングシステム）の導入、結婚サポーター企業の掘り起こし等を行い結婚を支援している。また子育てについても所掌しており、県助産師会並びに保育士や保健師の資格を持つ子育て世話やき人の力を借りながら、初心者パパにノウハウを伝授するイクメン事業等を実施している。

少子化の最たる要因に未婚者の増加があるが、新年度は結婚をしてもらおう環境づくりとして県の世話やき人約100名、13市町村の世話やき人約150名の連携を強化し、互いに持っている結婚希望者の情報をインターネット上でデータベース化し情報共有することで、マッチングの確率を高める取組を考えている。

子育て支援課長

現在、待機児童問題が大きくクローズアップされているが、これまで3年間、待機児童の約9割を占める0～2歳児をターゲットとして、保育の受皿確保のために小規模保育事業所を設置する際には、市町村の補助金に県が上乗せ補助を行ってきた。その結果、福島市では施設整備が相当進み、待機児童が減少した。

しかし、今後の出生数の見込み等を踏まえ新たな施設整備を躊躇している市町村もある。保育施設では定員の120%まで受入れが可能であるため、県としてはこれまでのハード整備からソフト整備に転換を図り、定員の上乗せ分を受け入れるための加配保育士の人件費を市町村とともに助成する目的で低年齢児受入対策緊急支援事業を立ち上げた。今後、市町村に本事業の活用を求め、待機児童の解消に取り組んでいく。

西山尚利委員

2つの事業とも要になるため、しっかりと進めるよう願う。

保43ページ、7“医療の仕事”魅力発信事業は、小学生から高校生までが対象の意識づけとして大切だと思うが、本事業の内容や施策の展開について聞く。

医療人材対策室長

医療人材確保は県の大きな課題であり、早い段階から子供が医療に関心を持ちその道を歩んでもらうため、現在は看護協会等に依頼して学校を訪問し、看護の状況や医療従事者はどのような心持ちで仕事をしているかについての出前講座を実施している。また、医師の協力を得て模擬手術の活動を行っている。

今年度は、看護の出前講座は実施できているものの、コロナ禍の影響で実際に医療現場を見学する活動は難しかった。新年度は看護の訪問事業以外にもZ o o m等を活用して多くの子供が医療現場を見られるように事業を見直して取り組んでいく。

星公正委員

保健福祉部長から、輸出拡大を目的とするHACCP対応施設等の整備に係る補助事業を引き続き実施すると説明があったが、具体的にどのような事業なのか。

食品生活衛生課長

HACCPに取り組み輸出拡大に向けて施設整備が必要となる場合、補助率2分の1で補助する事業である。本事業は昨年度から実施しており、来年度も実施予定である。

星公正委員

予算は約1億円であるが、実際の補助金額は幾らか。

食品生活衛生課長

事業者に対する補助として約5,000万円を予定している。

星公正委員

工場等での生産設備が対象になると思うが、5,000万円では場合によっては1社しか補助できないのではないかと。実際に申請は何件あったのか。

食品生活衛生課長

今年度の申込み件数は、当初はそれなりにあったが新型コロナウイルス感染症の拡大で、まずは輸出向けより国内向けを優先するため手を下ろした企業が多く、実際は約2,000万円の執行となった。

来年度予算は、今年度の事業を諦めた企業等を調整し、今後必要な経費として5,000万円と見積もった。

星公正委員

了解した。農林水産部ではGAPの実績がかなり上がってきた。これから風評被害に取り組む上で、HACCPは当然付き物であるため、保健福祉部としても相当力を入れるべきと思うが、どうか。

食品生活衛生課長

HACCPの取組については、本来であれば事業講習会等において県が構築したアプリも含め導入推進を呼びかけるところであるが、必要な講習会がコロナ禍の影響で取りやめになったこともあり、HACCPの導入状況は決して高くない。

来年度は、今年度実施できなかった取組も含め、講習会を積極的に行い、HACCPの導入推進を図っていく。

佐藤憲保委員

子どもの医療費助成事業について、今年度当初予算額との比較及び来年度予算額約43億円の基本的な考え方を聞く。

児童家庭課長

来年度予算額は今年度と比較して減額となっている。予算額は市町村の見込額を積上げて計上している。確実なことは言えないが、受診控えが多少あったと聞いている。毎年、インフルエンザの流行等により医療費が多くかかることもあるが、今年度は低く抑えられ受診率も下がったことから、来年度当初予算は前年度比で減額となった。

佐藤憲保委員

この事業は、震災対策として子供の健康と命を守る目的で県の英断により始まったものである。当初は約60億円かかる見込みであったが、年々減少し今は約40億円となった。予算額が毎年減ることは、子供たちが健康である裏返しであるためよいことである。

一方でこの事業が始まった当時、既に医療費を助成していた市町村としていなかった市町村があり、それを県が一律18歳まで引き上げた。その後の対応として、あの当時ばらばらだった市町村の医療費助成の標準化の動きは、震災後10年を迎え見直すよい時期であると思う。各市町村の財政力の関係で一律にすることは難しいかもしれない。しかし、どこかの時点で市町村の足並みをそろえとの基本的な考え方は持ち続けなければならないと思うが、県の考えを聞く。

児童家庭課長

震災後の平成24年度から本事業を実施している。市町村に助成している部分と県費10分の10で実施している部分がある。すぐに標準化することは難しいが重要な事業であり、コロナ禍において基本的な生活に係る経費をしっかりとみることが大事な局面である。医療費が無料となることで子育てに貢献できると思うため、今後も市町村とともに考えていきたい。

佐藤憲保委員

新型コロナウイルス感染症関連の予防対策費で約286億円計上している。コロナ対策費は国からの財政出動になるため県の持ち出しは少ないが、この1年で感染した患者にかかった経費は、単純に200億円を2,000人で割ると1人当たり1,000万円となる。新型コロナウイルスを撲滅するため様々な支援対策をすることは結構であるが、コロナ対応が始まって1年が過ぎ、もう一度原点に立ち返って見直してもらいたいこととして、クラスターの発生がある。郡山市の病院では大型の、また介護施設や福祉施設でも発生している一方で、発生していない新型コロナウイルス感染症患者受入れ医療施設も存在している。発生している施設と発生していない施設、さらに発生して大型クラスターに発展する施設では、基本的に新型コロナウイルスに対する向き合い方が違うのではないかと。1年経過しての知見がベースにあるならば、なぜ大型クラスターが発生するのか。県はどのような基準で指導し、どのように国と連携してコロナ対策と向き合っているのか。

保健福祉部長

新型コロナウイルス感染症全般のことであるが、患者が出た際には対処療法的に無症状患者を含めて広くグレーゾーンをなくす対応をし、患者が出た後のことを見越して病床や宿泊療養施設確保等の環境的な整備を行っている。本県においては、入院を基本としているため宿泊療養施設の稼働率は低いが、200室を確保しなければならず金銭的には人数割りの部分以外でも経費はかかっている。

また、対処療法的なものとは別にこれまでの経験から、クラスター等が発生した場合、福島県立医科大学の感染制御の知識を有する医師や看護師、DMAT等が即時対応している。高齢者施設等はそもそもコロナウイルスに関する知識をあまり持っていないため、発生の都度指導し対応している。病院については、基本的な感染予防の知識を持った上で、職員や他の患者に感染させないためにさらなる知識を得てもらえるよう指導している。クラスター対応経験のある医師等が次々と各施設に入り的確に指導しているが、新たにクラスターが発生した施設には、対策が不十分な点が必ずあり、発生前にそれに気づけなかったことを踏まえ、新たな対策を理解し実行を求めている。クラスターの未発生施設に対しても感染対策を再度確認するよう呼びかけるなど、引き続き注意喚起をしていく。

佐藤憲保委員

県が様々な支援策を用意していることは理解した。郡山市の太田西ノ内病院ではクラスターの発生により外来を閉鎖するだけの単純な話ではない。これだけ大型化すると二次医療や三次医療の指定機関の受入れも止め、病棟も閉鎖することとなり、周辺の医療機関に負担を強いることになるため、クラスターが大型化する前に1年間の経験からもっと指導があつてしかるべきであったと思う。クラスターが発生したことが悪いわけではなく、1年間経験してクラスターが発生していない医療機関もある。太田西ノ内病院のクラスターは高齢者施設等に派生するなど県内への影響が非常に大きいため、早く終息してもらいたいと思うが、また大きなクラスターが発生しないようしっかりと検証し、令和3年度にはクラスターを起こさない内容の予算書とするよう、よろしく願う。

瓜生信一郎委員

保26ページの健康増進総務費及び健康企画費についてである。新型コロナウイルスは高齢者の感染率や死亡率は高いが、健康長寿ふくしま推進事業と健康長寿ふくしま推進体制等強化事業の内容について聞く。

健康づくり推進課長

健康長寿ふくしま推進事業では、震災後に県民の生活習慣が変化して健康指標が悪化したことを受け、健康づくりの実践を促すために健民アプリの導入や職場、市町村に対して先進的な健康づくり事業の補助等を行ってきた。また、福島県立医科大学に健康増進センターを設置し、県民の健康データベースを作成して分析、評価に基づく健康づくりを進めてきた。

健康長寿ふくしま推進体制等強化事業では、一昨年に県内の医療、報道、商工、農業等の37団体によるオールふくしまでの健康づくり推進を目的とした健康成就ふくしま会議を設立した。また当該会議や市町村の首長、県内企業の社長等に向けて健康づくりの取組を呼びかけるトップセミナー等を開催し県内に広く健康づくりの意識を呼びかけている。

瓜生信一郎委員

コロナ禍で感染しないためステイホームが浸透しているが、その影響で体力が低下したり足腰が弱るなどして別の病気にかかる可能性も出てきた。高齢者が病気にかからず毎日楽しく過ごせる状況をつくるのが行政の役割だと思う。老人クラブ団体の組織率が下がっている中で、当該団体や福祉事務所と具体的にどのように連携し高齢者の健康を見守っていくのか。

また、健康企画費の5被災者の健康サポート事業の説明を聞く。

健康づくり推進課長

老人クラブ等との連携について、今年度は多くの人を集めたイベントの実施はできなかったが、高齢者の心身状態が低下するフレイルを予防するための高齢者の食応援（食育推進）事業を感染予防対策に配慮し県内3か所で実施した。今後も感染症防止に配慮し開催できる事業を老人クラブ連合会等と連携をし取り組んでいく。

被災者健康サポート事業は、震災後仮設住宅や借上住宅に住む避難者の健康状態の悪化や不安解消のため、市町村が直接保健師等医療従事者を雇用する場合の補助や、県看護協会に委託し保健師等を被災市町村に派遣して仮設住宅等を見回る事業である。現在の支援の中心は復興公営住宅に移っているが、各市町村のニーズに応じていきたい。

瓜生信一郎委員

今後も各市町村等と連携し、歳を重ねても元気で過ごせる環境づくりを願う。

紺野長人委員

議案説明書の事項欄の各職員費に人数と人件費が記載されているが、これは正規職員だけなのか。会計年度任用職員も含まれているのか。会計年度任用職員が含まれていないとすれば、総務部が一括して人件費を計上しているのか。

保健福祉総務課長

各職員費には会計年度任用職員の人件費も含まれている。

保健福祉総務課長

会計年度任用職員の給料等を職員費に計上していると答弁したが誤りがあった。正しくは、該当する各事業で計上している。

渡辺康平委員

ヤングケアラーについては、佐藤郁雄議員が一般質問で、また西山委員が当委員会でも質問しており、この問題は社会的に重要なことである。こども未来局長の答弁では、子供が自ら大人に相談する力を身につける教育プログラムを実施してとあったが、報道では相談窓口の整備が必要との声もある。県におけるヤングケアラーの相談体制を聞く。

児童家庭課長

子供が力を身につけると答弁した部分については、大人も子供も対象として県内各地で展開している暴力防止プログラムにより、子供にはSOSを発信する力を身につけてもらい、大人には子供の声に早めに気づき、早めにしかるべき所につなげる力を身につけてもらうことの意味である。

相談体制だが、各市町村内で困難を抱える子供や家庭については、児童相談所もメンバーに加わり要保護児童対策地域協議会で協議している。

渡辺康平委員

要保護児童対策地域協議会が窓口となっていることは理解した。

実際に県内のヤングケアラーの人数を把握するための調査は実施しているのか。

児童家庭課長

現段階で実態調査は実施していないが、国の動きとして、全数調査ではないものの学校現場を中心とした調査を全国的に実施する旨の通知が厚生労働省と文部科学省から発出されている。

渡辺康平委員

国の調査結果を受けて対策を検討することになると思うため、引き続きよろしく願う。

新型コロナウイルスワクチンの高齢者への接種が今年4月から始まるようだが、接種の見通し及び周知体制について聞く。

薬務課長

高齢者接種の見通しだが、一部の市町村では4月12日から始まる予定である。

高齢者接種用のワクチンは4月5日の週に2箱入る。2箱と言っても2回接種分であるため、実質的には接種できる人数は1箱分となる。さらに4月12日の週に10箱、4月19日の週に10箱入る予定で合計22箱が届く。その後、4月26日には全市町村に1箱ずつ届くことになっている。周知については、各市町村が何らかの対策を講じることとなっているため、連携して進めていく。

渡辺康平委員

高齢者接種の対象人数からすると今回届く予定のワクチン量はかなり少ないと感じるが、県の想定としては予想どおりなのか。また、現状で高齢者接種の期間はどの程度になるのか。

薬務課長

ワクチン量については、当初の県の予想と比べて4月中には大変少ない量しか届かない。

高齢者接種の終期については、ワクチンの入り具合も関わってくるため現段階で見通すことはできない。

渡辺康平委員

接種会場や医師等の確保スケジュールが延びることが想定されるため、市町村へのサポート体制をしっかりと行うよう願う。

次に、口の健康について、成人の歯科診療をどのように進めようと考えているのか。

健康づくり推進課長

成人の歯の健康については、現在も継続して、歯科医師会と健康診断に歯科医師の診断を入れられないか協議している。協議が終わり次第、具体的にどのような項目を入れるのか各保険者と話を進めていきたい。

渡辺康平委員

私が市議会議員時代にも取り上げた案件で、須賀川市の行う健康診断に歯科診断も入れてほしいと要望していた。虫歯や歯周病等の予防のため、一般的に年2回は歯の健康を確認するよう提唱されている。広く県民に歯科診療を推進するため、しっかりと周知に努めるよう願う。

次に甲状腺検査について聞く。この10年間で様々な報道がなされており、中でも過剰診断の問題については私も委員会で質問してきた。

原発事故から10年が経過したが、従来からの学校検査を継続して行うのか。

検査は授業中に行うため、拒否した場合は子供が1人で教室に残らなければならない。また、どうしても授業中に行うということについては、任意性が低く強制性が強いとの疑問が残る。従来の方法による学校検査は見直すべきと思うがどうか。

県民健康調査課長

甲状腺検査については県民健康調査検討委員会で検討されており、前回の第40回検討委員会においても学校検査が議論になった。

学校における強制性の点については、基本的に福島県立医科大学が各家庭に直接同意確認書を送付し、保護者または高校生以上の本人に同意確認をした上で検査していることから、任意性は確保されている。

また、検討委員会から保護者や対象者本人から聞き取り調査をするように言われているため、県では引き続き現状を確認しながら検討委員会における検討の動向を注視していく。

渡辺康平委員

任意性の確保については様々な議論がある。家庭に直接同意確認書を送付しているとのことだが、学校側が検査を促している可能性もあるのではないか。授業中に検査を行うと、拒否した子供が1人教室に残されることになるため、少なくとも放課後に行うなど強制性を少なくすべきと思うがどうか。

県民健康調査課長

第40回検討会においては、事務局が学校現場に行き具体的にどのような状況になっているか確認したことが報告された。学校側で、子供に検査を促している事実はないとの認識であることを確認している。また検査を受けない子供が教室に残る懸念については、小学校の場合は担任が教室に残り自習をさせて、養護教諭等が引率を行う例もあり、周囲の目を気にするとの意見は現場から上がってきていない。

学校検査については、検討委員会が現状を踏まえ検討していくため、県ではその動向を注視していく。

渡辺康平委員

甲状腺の手術を受けた患者はこれまでに203人いるが、この患者に対するアフターケアが必要と思う。身体的にはホルモンバランスが崩れ、投薬治療や通院が必要となる。また社会的には、生命保険や団体保険加入時や就職、結婚の際など様々な場面で影響が出るため、それに対するサポートが必要ではないか。

県民健康調査課長

調査後、悪性ないし悪性疑いの結果が出た場合は保険診療となるが、その患者には保険診療の自己負担が生じないよう、甲状腺サポート事業を通じて経済的支援を行っている。引き続き、国と協働しながら適切に対応していきたい。

三村博隆委員

新型コロナウイルスワクチンについて、当会派の亀岡議員の代表質問では、モデルケースを示し、体制構築の参考となるマニュアルを作成すると答弁があったが、今後の見通しについて聞く。

薬務課長

マニュアルは3月2日に作成済みで、5日には各市町村担当者を対象にウェブ会議を開催し説明も終わっている。今後は本マニュアルをウェブサイトに掲載し、マニュアルに従って行う様々なシミュレーションに対して支援していく。

三村博隆委員

市町村の首長や職員からは、初めてのことであり、想定して進めることが難しいとの話を聞いていることから、この取組は大変有用である。今後進めていく中で様々な意見が出てくると思うため、意見の取りまとめやマニュアルの改訂をよろしく願う。

次に、住民接種向けのワクチンを市町村に配分する際の県の役割について聞く。

薬務課長

ワクチンは、国から届き次第、関係機関と協議をしながら各市町村に配分するようになると思われる。今後配分量が増えれば、定期的に人口規模やその他要因を勘案しながら、不公平感が生じないよう配分していきたい。

三村博隆委員

感染を抑えるために効果的に配分することは大切であるが、今後は一方で全然届かないなどの不満が上がった際に理解してもらえようような説明を整理願う。

次に、メタボリック症候群について、新聞報道等によると本県は全国ワースト4位である。対策として運動や食生活が重要と思うが、有効な手段の一つにふくしま健民アプリがある。これに関して、当会派の橋本議員が一般質問において、利用者が増える取組をしてほしいと要望しているが、県では利用者増加のためにどのような取り組みをしているか。

健康づくり推進課長

ふくしま健民アプリは今年度改修した効果もあり、例年は7,000~8,000件だったダウンロード数が今年度は2月末時点で1万7000件以上となった。また今年度は集客型のイベントではなく、ホームページやふくしま健民アプリで運動動画を配信したところ再生回数が約30万回近くとなり、多くの県民に参加してもらえたと考えている。コロナ禍でイベント開催が難しいため、アプリの使い方を工夫しながらさらに利用者を増やしていく。

三村博隆委員

私自身もメタボに関して危機感を持って臨まなければならないと思っているため、早速ふくしま健民アプリを入れて取り組んでいきたい。今後も利用者を増やすだけでなく、効果的に進められる取組をよろしく願う。

紺野長人委員

甲状腺検査について、県では基本的に原発事故による放射線とは関係ないとコメントしているが、その説明からするとまさしく県民の不安に応えるための検査となる。そうであれば強制的性を排除して本当に希望する人に限定するのがよいのではないかと。県民健康調査課の縮小は難しいと思うが、現時点での基金残高及び職員数について聞く。

次に、コロナ関連医療機関に対する空床補償について、1床当たりの補助単価と想定している期間はどのくらいか。

次に、大笹生学園の指定管理について、例えば製造業であれば一定の品質管理ができるが、医療や福祉の現場はそこで働いている者の取組方によって幾らでもサービスは向上できるし、手を抜こうと思えば簡単だが表に出てこない部分はある。書面で契約を交わすと思うが、書面では絶対に分からないこともある。指定管理になった際にサービスの質をどのように維持していくのか。

また、この仕事は我々が思っている以上に極めてストレスが大きい仕事である。万が一、虐待や事故が起きた際の責任の所在はどのように書面に入るのか。

県民健康調査課長

甲状腺検査に係る基金の残高は、令和2年度当初予算ベースで529億4,000万円である。また、職員数は会計年度任用職員を含め13人である。

地域医療課長

空床補償で227億円と膨大な予算を計上しているが、補助単価は各医療機関の病床機能によって1床当たり43万6,000~4万5,000円の間で変わる。仮に空床が続いた場合、1年間で幾らくらいになるのかを各病院に積算を求め、予算計上している。

児童家庭課課長

大笹生学園については、指定管理に移行する際に評価するとともに第三者評価制度があるため、それらを活用し様々な観点からサービスの質の担保を図っていく。

虐待等に関しては、県有施設の運営を民間の指定管理者に委託するものであるため、責任の所在は県にある。なお、来年度の公募に向けて委員が指摘した点を考慮し協定書案の検討を進めていく。

紺野長人委員

空床補償の単価は1日当たりか。

地域医療課長

そのとおりである。

西山尚利委員

2月に地震があり改めて備えの重要性を認識したが、高齢者施設や認可保育園等で災害の指定区域にある施設に対してどのように避難を指導しているのか。

高齢福祉課長

高齢者施設においては、基本的には介護保険法の中で非常時災害を想定した計画策定や避難訓練を行っている。また水防法等で避難地域に指定されている場合は、同法に基づく避難確保計画を策定することになっている。今後は感染症対策

や災害対策を強力に推し進める必要があるため、運営基準の改定において対応力の強化を進めていく。

子育て支援課長

認可保育施設は通所施設であるため夜間の被災はないと考えているが、先日共同通信が調査した結果、浸水区域や土砂災害区域に設置されている認可保育所がかなりあることがわかった。県としては、日中に浸水や土砂災害が発生する状況となればなるべく早く安全な場所に避難できるよう、日頃から職員が子供を誘導する訓練を実施するよう市町村に指導している。今後も、市町村に対応マニュアル等を整備するよう指導していく。

西山尚利委員

新型コロナウイルス関連で、本県におけるパルスオキシメーターの利用実績及び確保状況について聞く。

県民健康調査課長

新型コロナウイルス感染症の陽性者は、基本的に入院や療養施設での治療が原則であるが、例外的に自宅療養せざるを得ない場合に、パルスオキシメーターを配付し日々の健康状態を管理している。これまでに自宅療養者は10人いる。

また確保状況については、新型コロナウイルス対策本部で300個確保しており、関係する保健所に配付し随時使える状態にしている。

(3月12日(金) 警察本部)

渡辺康平委員

警6ページ、ヘリコプター管理費の新年度予算の内容及びヘリコプター運航再開に向けた取組について聞く。

警務部参事官兼会計課長

ヘリコプター維持管理経費、5,292万4,000円の内訳について説明する。小型ヘリばんだいの維持管理経費である。定期耐空検査や燃料費、その他消耗品費のほか、ヘリテレシステム等の維持管理経費並びに気象情報提供等の経費を計上している。

地域部統括参事官兼地域企画課長

ヘリコプターの運航再開に向けた航空隊の現状だが、航空事故の再発防止に向け、現段階で考えられる安全対策を講じた上で運航再開の準備を進めている。体制整備として昨年12月に新たに操縦士2名を採用し、県警ヘリばんだいに必要なライセンスの取得を目指して去る2月から訓練飛行を行っている。

三村博隆委員

警6ページ、警察施設費の警察庁舎新築費について、白河警察署西郷駐在所の改築との説明があったが、その内容とスケジュールを尋ねる。

警務部参事官兼施設装備課長

白河警察署西郷駐在所については、今年度設計委託を行った。来年度8～9月に入札を行い、9月～翌年3月にかけて改築を行う。

三村博隆委員

警8ページ、一般行政運営費の3在留外国人のための交通安全・防犯対策向上事業について詳しく説明願う。

警務部統括参事官兼警務課長

本県に在留する外国人向けに、例えば「止まれ」の標識に「STOP」と英語を併記し設置するものである。

三村博隆委員

施設等を外国人でも理解しやすいように改めていく内容か。

警務部統括参事官兼警務課長

施設のほかに、交通安全、防犯対策等の事業も行っている。

交通部統括参事官兼交通企画課長

交通安全について説明する。在留外国人は自転車を利用することが多いため、VR（仮想現実）機器を用いて日本の交通ルールを学んでもらう。

三村博隆委員

地域住民から外国人の交通ルール遵守について声が上がっているため、引き続き対策をよろしく願う。

紺野長人委員

警6ページ、公舎整備費についてである。警察官は人事異動が多い職場のため、公舎の充実は非常に大切である。警察公舎の箇所数と戸数を尋ねる。

また、特に人事異動の際に希望すれば概ね入居できる状況なのか。

警務部参事兼施設装備課長

警察公舎は合計132棟ある。そのうち待機宿舎が87棟あり、そのほかに単独公舎や署長公舎等がある。異動に伴い戸数の多い公舎に優先的に入居させているが、ほぼ希望どおりに入居している。なお全体の入居率は8割程度であり、十分に警察官が入居できる状態である。

渡辺康平委員

令和3年度から県警察はストーカーやDV、虐待被害を一元的に扱う少年女性安全対策課を設置するが、課の概要について聞く。

警務部統括参事官兼警務課長

これまで児童虐待等の子供を巡る問題は少年課、ストーカーやDV被害は生活安全企画課が対応してきた。一方、子供の前で配偶者の暴力を受ける面前DVとなると、両方の当事者に関わる問題である。また行方不明や声かけ等の人身安全に関する事案を担当する部署を一元化することにより迅速、的確な事件化や被害者の安全確保を優先した対応が可能と考えている。

渡辺康平委員

時代のニーズに合った組織改編である。今後は県民の安全・安心のために、少年女性安全対策課においてしっかりと取り組んでもらいたい。

次に、銃器犯罪についてだが、先日須賀川警察署管内で拳銃使用の殺人事件が起きた。同様にいわき市内でも拳銃使用の犯罪が発生している。警察本部長の説明にもあったが、県民が不安に感じる犯罪を徹底して検挙していかなければならないと思う。県民の安全・安心を守るためにどのように取り組んでいるか。

生活安全部統括参事官兼生活安全企画課長

拳銃発砲事件も含め、犯人が凶器を持ったまま逃走している事案については、地域住民の防犯意識を高め自主的な防犯行動を促すために、できる限り早く地域住民や学校等に対して防犯情報を提供するとともに、パトロールの強化や子供の登下校時における警戒、見守り強化を実施している。

渡辺康平委員

須賀川市内で起きた事件では、逮捕された犯人は銃を持ったまま逃走しており、住民からは不安の声が上がっていた。今後、同じような事件がいつ発生するか分からないが、県民の不安に答えるようしっかりと対応願う。

次に、東京オリンピック・パラリンピックでは、聖火リレーやあづま総合運動公園での野球・ソフトボールの試合における警備について、どのように取り組んでいくのか。

警備部警備課長

聖火リレーについては、先日組織委員会から3月25日に檜葉町のJヴィレッジを出発し同月27日までの3日間で県内26市町村28区間において予定どおり公道で実施されることが発表された。過去の聖火リレーでは消火器の噴霧や投石等による妨害事案が発生しており、県警として聖火リレーの安全かつ円滑な進行確保のための諸対策を推進してきた。また、聖

火ランナーの直近で警戒にあたる聖火伴走部隊のレベルアップのための警備訓練も重ねて実施し警備体制の構築を図ってきた。間もなく開催される聖火リレーにおいては、本オリンピック・パラリンピックが復興五輪であることを踏まえ、また沿道で観覧する県民の新型コロナウイルス感染防止にも配慮しながら、聖火リレーの成功に向け警備の万全を期したい。

渡辺康平委員

聖火リレーやあづま総合運動公園の警備に万全を期するようよろしく願う。

次に、運転免許更新についてである。南会津警察署と棚倉警察署において現在試験的に運転免許更新を行っているが、今後どのように進めていくのか。

交通部参事官兼運転免許課長

警察署における免許更新手続の簡素化については、電話予約により1回の来署で済む手続であるが、昨年9月から県内2か所の警察署において試行しており、その実施状況について検証し、その結果を踏まえ来年度から試行を実施する警察署の拡大を検討している。

渡辺康平委員

ニーズは大変多いと聞いている。電話予約だけでなくインターネット活用のニーズもあると思うため、今後ともよろしく願う。

次に、なりすまし詐欺について、新幹線を利用した事案により中通りを中心に被害が出ていると報道された。徹底した取締りが必要であるが、その対策について聞く。

捜査第二課長

特殊詐欺事件については、犯行現場における鑑識活動の徹底、予兆電話を認知した際の迅速な対応等による現場検挙を強力に推進するとともに、背後にいるとみられる組織の実態解明に向けた捜査を進め、県民が不安を感じる犯罪を徹底検挙していく。

三村博隆委員

薬物乱用防止対策についてであるが、報道によると大麻の検挙件数が近年最多とのことだが、大麻はより依存性の高い薬物の入り口になるものである。大麻以外の薬物の検挙件数及び今年の大麻に関する推移はどうなっているか。

刑事部参事官

大麻も含めた薬物については、令和3年に入り17名を検挙している。特徴として、17名のうち8割が再犯者である。

三村博隆委員

本会派の渡部優生議員が本会議で薬物乱用防止対策に関して質問し、保健福祉部長の答弁で若年層への啓発について触れていた。県警における対策はあるか。

刑事部参事官

薬物乱用防止については、特に青少年を中心とした薬物乱用防止キャンペーンや各学校での講話を実施している。警察のみならず地域や自治体と協力しながら対策を進めていく。

また検挙については、再犯者が多い現状を鑑み街頭活動を強化し、職務質問等により徹底した検挙活動を進めていく。

三村博隆委員

地域と連携するとのことであるが、部局横断的に協力して進めてもらいたい。

次に、なりすまし詐欺が非常に増えている問題で、事前に電話をかけて家族の状況等を下調べするアポ電も増えていると聞く。本県では実際にアポ電事案があるのか。

刑事部参事官

アポ電による予兆情報について手元の資料では確認できないが、今年の特徴として電話による予兆情報は減少傾向にあり、2月末で全体の予兆電話の6割にあたる123件である。内容の大半が警察官等をかたったものや還付金を装った電話である。

(3月15日(月) 病院局)

渡辺康平委員

宮下病院の診療所化について報道されている。診療所は法律上病院とは全く異なるものである。診療所化に伴い、医療体制はどのようになるのか。

病院経営課長

宮下病院は、昨年度の機能検討委員会の議論を踏まえ、建て替える方針で基本計画を策定しており、医療需要を踏まえ適正規模で入院機能を継続するための有床診療所化を検討している。現在は32床だが、19床の有床診療所として最終調整を行っている。医療機能については、診療科や入院機能を今までと同様に継続していくため、基本的に医療サービスの低下にはつながらないと考えている。

渡辺康平委員

今回の診療所化に伴い一番大切なことは地元説明だと思うが、どのように行っていくのか。

病院経営課長

昨年の夏頃、診療圏である柳津町、三島町、金山町、昭和村の首長に建て替え方針等を説明し、基本的に了承されている。年が明けて1月には、宮下病院がある三島町議会の全員協議会でも建て替え方針等を説明した。1月半ばからは区長や住民への説明会、2月初めには三島町全体の住民説明会を開催した。各説明会ではおおむね理解を得たと認識している。

三村博隆委員

去年3月に大熊町の一部で避難指示が解除されて県立大野病院は人目に触れる機会が多くなった。そのため、病院施設はまだまだ使えるのではないかとの話が出ている。施設の現状はどのようになっているのか。

病院経営課長

今年度、予算を計上し建築基準法に基づく外観目視調査や地盤のゆがみによる建物の傾き調査、アスベストの使用状況についての調査を実施したが、特に問題なかった。来年度は、実際に壁面をたたいてタイル等の剥離がないかを調べる打診調査や簡易的な躯体調査を実施し、建物の被害状況を確認する。

三村博隆委員

大熊町民を中心に県立大野病院の再開を望む声が上がっている。また、緊急被曝医療や放射線医学などの研究施設としての活用等の声も出ているが、今後の見通しがあれば聞く。

病院経営課長

今の質問に答える前に施設関係で補足する。詳細はまだ調査中だが、壁にクラックが入っていたり、雨水の浸水により天井がもろくなっていたりするなどの被害を確認している。

県立大野病院の活用見通しについて、避難指示等は解除されたが、住民の帰還状況や医療需要、近隣の医療機関の再開状況、医療人材の確保等の様々な課題があるため、総合的に検討していきたい。

星公正委員

南会津病院についてである。南会津町でクラスターが発生し同病院の医師も感染したため、外来休止に追い込まれた。そこでDMATが派遣されたと聞いているが間違いはないか。

病院経営課長

DMATの派遣先は南会津病院ではなく、クラスターが発生した福祉施設と聞いている。

星公正委員

DMATの派遣はどのように決めるのか。

病院経営課長

新型コロナウイルス感染症に関するDMATの派遣は、県の新型コロナウイルス感染症対策本部がクラスター等の状況

を踏まえ、派遣要請をしていると聞いている。

(3月15日(月) 議員提出議案第81号)

伊藤達也委員長

県民の健康を守るためにこの条例の制定に向けて精力的に尽力したことを、委員会を代表し検討会の皆に心より敬意と感謝を述べる。

改正健康増進法が昨年4月に全面施行され、受動喫煙防止に対する取組がマナーからルールへ変わり強化されたが、さらに本条例を制定する趣旨等、また検討の経過について聞く。

宮川政夫議員

喫煙だけでなく煙を吸わされる受動喫煙による健康上のリスクは、承知のとおりである。本県は男女とも喫煙率が全国平均よりも高く受動喫煙にさらされるリスクも高いと考えられるため、全国に誇れる健康長寿県を目指す本県において、子供や妊婦の健康に特に配慮し、法の規制の対象を拡大し内容を強化した本県独自の受動喫煙防止対策を講じることが必要であるとの考え方にに基づき本条例を制定する。

検討経過だが、令和2年10月7日に各会派の議員10名で構成する「福島県議会受動喫煙防止に関する条例案検討会」を設置した。検討会内にはワーキンググループを設置し条例案の検討を集中的に行うこととした。検討にあたり県医師会の常任理事、福島県立医科大学の母子保健を専門とする教授、日本たばこ産業(株)リレーション推進部職員を参考人として招致し、受動喫煙防止に関する意見を聴取した。中間案を昨年12月に取りまとめた後、パブリックコメントによる県民の意見を基に条例案を修正し、本年2月19日に条例案を取りまとめ議長に報告した。4か月程度の間に検討会を6回、ワーキンググループ会議を6回開催し、精力的に検討を進めた。

高宮光敏副委員長

本条例の特徴について改めて聞く。また本条例によりどのような効果が得られるのか。

宮本しづえ議員

本条例は、県民一人一人が受動喫煙について身近な問題として理解を深め、その防止に向けて取り組んでもらえるよう「ですます体」で記載している。前文には、「子供や妊婦、患者等の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い人へ特に配慮し、受動喫煙の防止に主体的に取り組む必要がある」ことについて明記した。

また、健康増進法に規定された責務を上乗せした規定も条例に盛り込んでいる。具体的には、飲食店等での喫煙室の掲示義務に加え、第7条には、逆に喫煙室を設けない場合も、喫煙することができる場所がない旨を提示するように努めなければならないと規定した。そして学校、児童福祉施設などの主として子供が利用する施設には、特定屋外喫煙場所を設けないよう努めなければならないことを規定した。さらに第8条及び第9条において、受動喫煙から子供や妊婦などを特に守る必要があることから、家庭や自動車内、通学路、公園等で喫煙する者は、子供や妊婦等への受動喫煙の防止に努めなければならないことや、たばこを消した後に残留する臭気やその他の残留物にも配慮するよう努めなければならないことを規定した。最後に、附則として関係法令が改正されたり、たばこに関する研究が進み新たな事実、科学的な根拠が明らかになった場合や社会状況の変化等を踏まえ、必要に応じ本条例を見直すとした。以上が本条例の主な特徴である。

本条例の制定により、県全体において受動喫煙をさせない意識の気運醸成が図られることを期待している。そして、県、県民、事業者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ互いに協働しながら、受動喫煙による県民の健康への影響を未然に防ぐことにより、全ての県民が健康で快適な生活を維持できる社会の実現につながることを期待している。

三村博隆委員

条例案第5条、第6条は県民や事業者等に責務を負わせる規定となっている。県民等に責務を負わせる以上は、その対象者の意見をしっかりと聴取して反映させる必要がある。県民等からの意見聴取作業をどのように進めたのか。またどの

ような意見があり、具体的にどのように反映させたのか。

真山祐一議員

県民の意見を聞くため、条例の中間案を取りまとめた段階で12月中旬～1月中旬までの期間でパブリックコメントを実施した。実施期間が年末年始にかかる時期であったにも関わらず304件の意見があり、この条例に対する県民の関心の高さが示されたと考えている。県民からの意見はワーキンググループで1件ごとに詳細に検討し条文の必要な修正を行い、提出議案として取りまとめた。

まず前文において、中間案ではたばこを消した後に残留する化学物質を吸入することによる健康影響について記載していたが、残留する化学物質については、吸入のみならず、経皮、経口による摂取もあるとの意見を踏まえ、吸入を摂取と修正した。また、子供や妊婦、患者等、受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者への配慮に努めることについては、より一層の配慮が必要であることを強調するため「特に配慮し」と修正した。さらに、第3条の県の責務については、総合的な施策の策定及び実施に関する総論的な規定を第1項に、県民への受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する啓発の規定を第2項に順番を改めるとともに、県の責務であるため努力規定から「するものとします」との義務規定に修正した。

渡辺康平委員

最近では加熱式たばこが増えている。このたばこは本条例の規制対象になるのか。また条例案の学校の定義には、大学も含まれるのか。

大場秀樹議員

加熱式たばこについては、受動喫煙のリスクの科学的根拠が十分ではなく、さらなる研究が必要であるが、健康増進法においても規制対象とされているため、本条例でも規制の対象とする考えである。なお、電子たばこにはニコチンが含まれておらず、噛みたばこや嗅ぎたばこは煙が出ず、健康増進法では規制対象外のため、本条例でも規制の対象とはしない考えである。

本条例においては、自らの意思で受動喫煙を避けることが困難な子供が主に利用する施設は敷地内禁煙とし、受動喫煙を防ぐ対策が必要であると考えており、18歳以上の学生が主に利用する大学は本条例で規定する学校から除外している。

星公正委員

第7条第1項に、喫煙専用室を設けない場合はその旨を記載した標識を提示するように努めるとある。また第2項においても、学校や児童福祉施設等に特定屋外喫煙所を設けないよう努めるとある。これは健康増進法よりもさらに踏み込んだ内容になっているが、その理由を聞く。

佐藤政隆議員

健康増進法では、喫煙専用室を設けることを認めているが、本条例をつくるに当たり、どのような上乘せができるか検討を重ねてきた。第1項では、標識を掲示することにより子供や妊婦等の特に配慮が必要な者が受動喫煙の環境に入らないようにすることができ、管理権原者も県民の健康管理に寄与することができると考えられたことから、喫煙場所がない旨の標識を掲示するよう努めることを規定した。

第2項では、子供たちは自分の判断で受動喫煙を避けることが難しいため、学校等関係施設においては、特定屋外喫煙所を設けないよう努めなければならないと規定した。

西山尚利委員

第8条第1項及び第2項において、家庭等や車内など私的空間についても規制の対象とした理由を尋ねる。また第3項において、たばこを消した後に残留する臭気やその他の残留物に関して、子供への配慮に努めなければならないと規定した理由を尋ねる。

佐藤雅裕議員

私的空間については、特に子供たちに配慮した条例にしたいとの思いが入っている。子供たちは自らの意思で受動喫煙

を避けることが困難であることから、家庭内、車内等の私的空間であっても、子供たちや妊婦等の健康を守るために、受動喫煙を生じさせるような喫煙をしないよう努めなければならないことを努力義務として規定した。

たばこを消した後に残留する臭気やその他の残留物の健康に与える影響、いわゆる三次喫煙については研究が進められているが、不快を感じる者がいることは事実であり、子供たちや妊婦等の健康を守る観点から、配慮に努めるようにあえて規定した。

紺野長人委員

第9条第1項で、路上や通学路で喫煙しないよう努めなければならないと規定しているが、区域を特定して罰則規定を設けている自治体もある。本条例において罰則を設けなかった理由について尋ねる。

また第11条で、県は必要な財政上の措置を講ずるものとするとして規定しているが、どのようなものを想定しているのか。

荒秀一議員

本条例では、受動喫煙防止に関する県民の気運を醸成するとともに、県や県民、事業者等がそれぞれの立場で受動喫煙防止対策を講じ、互いに協働しながら受動喫煙による県民の健康への影響を未然に防ぐことを目的としているため、喫煙そのものの規制や罰則については規定していない。

財政上の措置としては、本条例に規定した受動喫煙を防止するための環境の整備や、受動喫煙に関する知識の普及及び意識の啓発活動など、受動喫煙をさせないために必要な施策全てを想定している。

佐藤憲保委員

社会の要請として、禁煙を推進する情勢になっていると理解している。今回の受動喫煙防止条例のタイトルについて禁煙防止条例など違う文言でもよかったのではと思うが、受動喫煙に特化したネーミングはどのような意識で決まったのか。

宮川政夫議員

その点が今回の検討会及びワーキンググループで一番議論されたポイントである。徹底して禁煙の条例にすべきか、喫煙自体が法律で認められている以上は残すべきか、さらにはたばこを消した後に残留する化学物質を摂取する三次喫煙の扱いをどのようにすべきかをポイントとしてスタートした。その結果、法律以上の条例はつくることはできず社会的影響も大きいため、受動喫煙に限定することとなった。

佐藤憲保委員

歩きたばこやくわえたばこなど、周辺の人混みを気にせず堂々とたばこを吸う姿はほとんど見受けられなくなってきた今、あえて子供たちや妊婦等の表現を使い受動喫煙との言葉に置き換えているが、行政行為で条例を制定する際は、嫌煙権を認めるならば喫煙権も当然認めなければならない。常に行政行為そのものはどちらの立場にも公平でなければならない。法律があり条例になるため、法律を越える部分について強制ではなく努力規定だとしても一定のルールを置かなければならないと思うが、その配慮はどのようにしているのか。

宮川政夫議員

喫煙側に立った場合、当然吸える環境をつくってほしいとの意見もあった。一方で望まない受動喫煙を受ける側にとっては迷惑な話というところがスタートだった。法律の域を超えることはできないことから、罰則規定を設けない理念型の条例とし、喫煙する立場と受動喫煙を防止する立場の両側に配慮した条例にした。

佐藤憲保委員

第3条の県の責務についてである。第3条第1項は、総合的な施策を策定し実施するとしている。受動喫煙を防止するための環境整備に関して具体的なものは何を想定して何を県に求めているのか。

宮川政夫議員

健康増進法で、国及び地方公共団体は望まない受動喫煙が生じないように受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙防止に必要な環境の整備をしなければならないとあり、それに準じて県の責務を規定した。

佐藤憲保委員

第3条第2項以降、受動喫煙の県民の理解の促進について書かれていることは理解している。1項目に書いてあるのは総合的な施策との意味で書くため、具体的にあれば示してほしい。委員会で採択した後、条例に規定したことを県が実行するため具体的な例を示してほしい。

健康増進法の範囲を超えないが、本県として受動喫煙防止条例をつくり、さらに深めたいとの意識で条例がまとめられていると理解している。しかし、法律や条例はできたとしてもほとんどの人は分からない。テレビで、健康増進法が改正され飲食店での喫煙は制限されると流れても、数日たつとほとんどの人が忘れてしまう。ところが、いざその場面に遭遇すると、法律や条例があるのになぜ許しているのだと意識したり批判したりする。そのときに、少なくともこのような理由があるということをおまえておく必要がある。具体的に県民に意識してもらうためにどのようにするのが一番大事なことである。

真山祐一議員

県が実施する受動喫煙防止に関する施策の具体例として、受動喫煙の健康影響に関する研修会の開催や、空気のきれいな施設等の認証、ポスター、チラシ等による周知啓発活動などが挙げられる。

瓜生信一郎委員

受動喫煙防止条例を施行する以上は、税金を払いながらたばこを吸っている者に理解を得ることが一番重要な課題と思う。また承知のとおり中通り地域は葉たばこの生産量が県内で一番多いところである。100年近い歴史を持つ葉たばこ生産者に対しても同様である。条例の周知をどのように進めるのか。

宮川政夫議員

改正健康増進法が施行されたことが、受動喫煙防止条例をつくる第一の目的であった。議論の中で、葉たばこ農家や愛煙家の立場も理解したつもりである。より望まない受動喫煙を防止するためにどのようにすればよいかをメインに議論し、結果的には理念型の条例にして、愛煙家や葉たばこ農家に対しても配慮した。

瓜生信一郎委員

令和3年4月1日からの施行で時間がないが、喫煙者や葉たばこ農家を含めしっかりと説明願う。議決すれば我々も大きな責任を負うことになるため、皆も自覚願う。

パブリックコメントが304件寄せられたとのことだが、賛成反対の様々な意見があったと思う。その中で県民が一番多く望んでいたのはどのようなことだったか。

真山祐一議員

意見は団体も含めて214名から寄せられ、条文そのものに対する修正意見が92件、全体的な内容に関する意見が93件、具体的な施策に関する意見が119件あり、合わせて304件である。その中には愛煙家の権利をしっかりと認めるべきとの意見も多々あった。また三次喫煙についても、中間取りまとめでは直接的な表現を用いなかったため、賛否が分かれた。寄せられた意見はワーキンググループ内で1件ずつ検討しており、各意見への回答は条例制定後に公表する方向で準備している。

(3月19日(金) 保健福祉部)

佐藤憲保委員

1月29日に竣工した福島県立医科大学保健科学部の建物は、現在どこが所管しているのか。経過を含めて説明願う。

医療人材対策室長

保健福祉部が保健医療従事者養成施設整備事業により整備した建物で、今年度は保健福祉部が所管している。

佐藤憲保委員

この施設は本来、福島県立医科大学が管理する行政財産になるものであるため、竣工後すぐに移管して同大学の基本財産としてから、今回の被害の復旧費等について議会に説明すべきものではないのか。財産の移管に関する基準及び手続を聞く。

医療人材対策室長

1月29日に竣工した建物について、今年度は県が行政財産として管理しており、同大学は行政財産使用許可を受けて医療従事者養成施設の開設準備にあたっている状況である。今回、同大学への出資についての議案を提出したが、出資は総務省の認可等が下りてからとなるため、それまでの間は県が管理し行政財産の使用許可を与え同大学が使っている。

佐藤憲保委員

今回の地震でどこが壊れたのか。

医療人材対策室長

この建物の構造は免震ではなく制震だが、今回の地震は揺れが非常に強かったこともあり、フロアの壁や外構の一部にひびが入った。福島県立医科大学に本格的に出資する前に、直して引き渡したいと思っている。

佐藤憲保委員

この建物は東日本大震災後に設計されているため、もちろん耐震あるいは免震構造になっているはずである。それにも関わらずこれだけの被害が出たのは、構造あるいは施工に問題があるのか。

医療人材対策室長

構造については、耐震、制震、免震があり、免震が揺れに一番強い。新学部には、大学本校舎ほど高度な医療機器がなく、竣工に向けて時間短縮を図ったため、ダンパーで揺れを吸収する制震構造で建設した。

佐藤憲保委員

揺れを想定していた建物が被害を受けた。引渡しは受けたにしても、施工に問題があったとの認識はなかったのか。

医療人材対策室長

外構部分については、制震構造の外側であるためやむを得ないと思っている。また、壁については、制震構造により建物の揺れはかなり吸収しているものの、どうしても微細なひびが入る部分が残る。設計どおりの機能を果たしているが、制震構造は完全に揺れを吸収しきれないわけではないため、施工上の問題があったとの認識はない。

佐藤憲保委員

やむを得ないでは理由にならない。耐震や免震構造で設計するのであれば、震度6強を想定してそれに耐えられる建物となるよう設計するのではないのか。契約して引渡しを受けた後であるため、やむを得ないとは理由にならない。

なお、壁と外構に分けて説明があった。外構は建物の一部と思っていたが、それは建物以外になるのか。

医療人材対策室長

外側の部分との意味合いである。

佐藤憲保委員

建物の外壁のことか。それとも建物以外のことか。

医療人材対策室長

把握しているのは、北側の擁壁である。敷地内の壁の部分である。

また、ひびはボード等に入っているもので、構造的には問題はない。

佐藤憲保委員

修理に1,000万円かかる点は了解した。急を要する話のため反対するつもりはないが、建物の所管をどのような手続で行うのかを再度整理して報告願う。2か月間は県で管理しているなどとは議会に対する説明にはならない。建物は引渡しを受け行政財産となったため、これだけの被害に対して予算が必要との話になる。何も使わない普通財産であればわざわざ直す必要もないため、よろしく願う。